

韓国知的財産ニュース 2019年12月前期

(No. 404)

発行年月日：2019年12月23日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、12月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 サウジアラビア審査官を対象にした、IP分野初の定例化教育実施
- 2-2 特許庁、「第4回知識財産革新企業協議会総会」開催
- 2-3 特許庁、自治体・専門研究機関と連携し、先端素材技術の国産化を支援
- 2-4 日中韓特許庁長会合、日本神戸で開催
- 2-5 特許庁、特許ビッグデータを活用し、日本に進出している韓国企業の技術自立を率いる
- 2-6 特許庁、知財権分野のFTA総合説明会開催

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、「海外IP保護優秀事例の統合発表会」を開催
- 3-2 オンラインで無断流通されるソフトウェア、特許で遮断する
- 3-3 「幼児用の知育玩具」知的財産権虚偽表示の点検結果

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 新南方政策国家との貿易量増加により、商標出願も増加傾向
- 4-2 デザイン制度先進五庁(ID5)、未来の発展方向に対する議論始める
- 4-3 流行に敏感なファッション製品、デザイン登録もスピーディーに！

その他一般

- 5-1 国際特許出願の審査件数が20年間で30倍増加

- 5-2 特許審判院、「カカオお知らせトーク」サービスを運営
- 5-3 高校生のアイデアで、産業現場の懸案事項を解決する
- 5-4 PM2.5削減対策として浮上している「LNG発電」
- 5-5 特許庁、ドミニカ共和国に心温かい寄付事業を実施
- 5-6 ホログラム・ディスプレイ、K-POPブームに拍車をかける

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 サウジアラビア審査官を対象にした、IP分野初の定例化教育実施

韓国特許庁（2019.12.2）

2024年まで毎年特許・商標・デザインなどカスタマイズ型教育

韓国特許庁は、特許審査官10人、商標審査官5人で計15人のサウジアラビア審査官を対象にした「サウジアラビア審査官教育課程」を、12月2日（月曜）から13日（金曜）まで、特許庁国際知識財産研修院で開設・運営すると発表した。

2019年3月、韓国特許庁とサウジアラビア知的財産庁は、サウジアラビア審査官の能力強化のためプログラムを運営することに相互合意し、今回の教育はそれによる後続措置として初めて運営する過程である。

韓国特許庁はサウジアラビア知的財産庁と2018年9月に知的財産協力に向けた業務協約を締結して以来、韓国特許庁の専門家をサウジアラビアに派遣し、知的財産政策立案や情報システム開発を支援するなど、サウジアラビアの国家成長戦略である「ビジョン2030」の達成に向けてサウジ政府が取り組んでいる「知的財産エコシステム造成事業」を遂行している。

サウジアラビア審査官を対象にした教育は、2014年から2016年まで3回実施され、これまでの教育課程は希望による一過性の教育課程だったが、今回の教育課程は韓国特許庁とサウジアラビア知的財産庁間の戦略的協力に基づき、定例化・体系化された課程であるため、意義深いことであると言える。

当教育課程の運営は両機関の合意内容により特許、商標、デザインなど、知財権分野全般を取り扱っており、2024年3月まで毎年1回行う予定である。

さらに、サウジ知的財産政策の立案を支援している韓国特許戦略開発院と共同で今回の教育課程を運営し、サウジの知的財産エコシステム造成事業と効率よく連携できるようにしている。

当教育課程はサウジアラビアの特許および商標審査官の審査能力の強化が目的であり、そのため特許・商標別理論だけでなく、意見書作成などの実務と審査事例の実習およびそれに対するメンタリングまで含めたカスタマイズ型プログラムを構成している。

韓国特許庁の国際知識財産研修院長は「今回の教育課程がサウジアラビア審査官の審査能力をアップさせるきっかけになり、韓国特許庁とサウジアラビア知的財産庁との協力関係をより強くする起爆剤となる」とし、「両国間の協力が成功すれば、韓国の知的財産システムの輸出において、より改善された知的財産環境を求める他の国にもポジティブな影響を与えるはず」と述べた。

2-2 特許庁、「第4回知識財産革新企業協議会総会」開催

韓国特許庁 (2019. 12. 2)

IP-R&D 成果を共有し、特許基盤の研究開発拡大

特許庁は11月29日（金曜）午後2時、ソウルシェラトンパレスホテルで、産学研に特許基盤の研究開発（IP-R&D）戦略を拡大するための「第4回知識財産革新企業協議会総会」を開催すると発表した。

IP-R&D とは、R&D 初期から特許ビッグデータを活用して最適な技術開発方向を探り、空白技術（まだ特許として登録されていない空白の領域）に対して優秀特許を先取りする戦略である。

「知識財産革新企業協議会」（以下、協議会）は、特許庁が支援している IP-R&D 事業に参加した産学研が IP-R&D の成果共有および拡大のため2014年4月に結成した協議体である。

当行事では、知識財産革新企業協議会の会員と産学研の R&D 関係者、特許分析専門家など約 200 人が参加して特許戦略に関する優秀事例を受賞し共有する様々な行事が開催される。

主要行事として IP-R&D、保有特許の診断・管理などに関する様々な授賞（※）、2019 年度 IP-R&D 優秀事例共有、素材・部品・設備産業の対応戦略の特別講義などが予定されている。

※2019 年 IP-R&D 優秀機関、2019 年公共機関保有特許優秀管理機関および 2019 年特許データソン (Datathon) 受賞者への授賞

2019 年に 6 回目を迎える「IP-R&D 優秀機関賞」は IP-R&D 支援事業に参加した産学研の中で、IP 創出、商用化および技術移転、売上拡大など優秀な成果を出した機関に与えられる賞である。

最優秀賞(韓国産業通商資源部長官賞)は、(株)Tannus、abion(株)、(株)Shinsung E&G、優秀賞(特許庁長賞)は、(株)Gosan Tech、Conet-sys(株)、国民大学産学協力団、奨励賞(韓国特許戦略開発院長賞)は、(株)スマートシティグリッド、韓国電子通信研究院、Korea Pallet Pool(株)が受賞した。

公共機関保有特許診断支援事業（※）を通じて、効果的な特許管理能力を見せた機関を励ますため新たに設けた「公共機関保有特許優秀管理機関賞」は、韓国エネルギー技術研究院が最優秀賞(特許庁長賞)を、韓国標準化学研究員が優秀賞(韓国特許戦略開発院長賞)を受賞した。

※大学・公共研究機関の未活用特許の割合削減および特許維持への負担を下げるため、保有している特許に対する診断とカスタマイズ型管理戦略を提供する事業

一方、特許庁では特許ビッグデータ分析の専門人材養成を目的とし、8月に「特許データソン大会」をパイロット開催し、特許データを活用した優秀なアイデアで社会問題を解決できる方策を提示することで、政府イノベーションの価値を実現したチームへの受賞も当日行う予定である。

「2019 年特許データソン大会」の最優秀賞(特許庁長賞)は、キム・ヒョグァンの外 3 名(チーム名：オゾ)の「二次電池パウチセルフィルム」、優秀賞(特許庁長賞)は、ムン・ミンゴンの外 3 名(チーム名：ミントチョコ)の「眠り防止用ヒアラブル」とキム・ドヒ

ョンの外1名(チーム名:シグナル)の「ニューロモーフィック半導体特許分析」が選ばれた。

当日、2019年IP-R&D最優秀機関として選定された(株)Tannusは、後発の競合の模倣を防止するため、強力な特許ポートフォリオ構築事例を紹介し、研究開発時の特許戦略の重要性を改めて強調すると期待している。

行事の後半では、チョ・ヨンドク教授(高麗大学技術経営専門大学院)が過去サムスン電子で勤務した経験に基づき、最近日本の対韓輸出規制措置による、素材・部品・設備産業の対応戦略確立に関する講義をする予定である。

特許庁長は、「最近、対韓輸出規制により、研究開発現場では特許ビッグデータ分析で最適な技術開発の方向を探るIP-R&Dの重要性がますます高まっている」とし、「IP-R&Dの優秀事例を持続的に発掘し、研究開発現場に拡大できるよう最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-3 特許庁、自治体・専門研究機関と連携し、先端素材技術の国産化を支援

韓国特許庁(2019.12.4)

炭素産業育成に向けた「産・学・研・官、炭素素材IP協議会」を2020年初めに発足

特許庁は全羅北道庁、韓国炭素融合技術院とともに、素材・部品・設備関連企業懇談会を12月3日(火曜)午後2時、全羅北道全州にある韓国融合技術院で開催すると発表した。

「先端素材技術の国産化に向けた企業懇談会」概要

- ・日時場所: 12月3日14時~16時、韓国炭素融合技術院(全羅北道全州所在)
- ・参加者: 特許庁次長、全羅北道政務副知事、炭素融合技術院長および炭素素材など素材・部品・設備関連企業の関係者など(約40名)
- ・内容: 炭素素材の技術自立に向けた特許側面からの対応方を議論、炭素素材など素材・部品・設備関連企業の関係者意見を集約

今回の懇談会は、7月からの日本の輸出規制措置において、その重要性がますます高まっている炭素素材などの先端素材技術を早期に確保できる方策について議論し、それに関連する地域の素材・部品・設備企業の知財権に対する苦情・提言を幅広く聴取するため設けられた場である。

「炭素繊維」とは、韓国が未来の有望ビジネスとして着目している、水素・電気自動車、宇宙・航空、新・再生エネルギーなど、様々な産業に適用できる先端素材である。最近、その需要が伸びているが、「炭素繊維」に関する、韓国内外の特許出願のすべては日本が先に確保（※）しているなど、それに対する対策が急がれている。

※炭素繊維に関連する主要国（日・米・欧・中・韓）の特許出願を基準に、「東レ、三菱、帝人」など日本企業が最多出願人の1位から3位まで占めている（2019年10月基準）

これを受けて特許庁は、8月に「輸出規制に対応する知財権支援団（団長：特許庁次長）」を発足し、炭素素材など輸出規制の主要品目に対する知財権支援を強化している。

当日特許庁は、「素材・部品・設備技術の早期確保に向けた特許基盤の研究開発（IP-R&D）強化方策（2019年11月20日）」、全羅北道庁は「全羅北道の素材・部品・設備企業支援政策」、韓国炭素融合技術院は「炭素素材技術国産化の現況およびビジョン」など、企業向け支援策を紹介する。

それに加え、当懇談会をきっかけに特許庁は2020年初めに「産・学・研・官、炭素素材 IP 協議会」を発足し、炭素素材特許の動向を持続的に業界に共有するなど、政府、自治体、大手・中小企業および研究機関との有機的な協力により、炭素産業育成を積極的に支援する予定である。

特許庁次長は、「炭素素材は未来新産業の土台になる重要な先端素材であるが、これまで競争国に比べて、特許の早期確保のための努力が不十分であった」とし、「これから特許ビッグデータを分析し、韓国企業が先端素材分野のコア技術を開発し、世界市場をリードできる強力な特許を作り出せるよう支援を強化していく」と述べた。

2-4 日中韓特許庁長会合、日本神戸で開催

韓国特許庁（2019.12.4）

ASEAN に続き北東アジアへ、韓国特許庁が知的財産の国際協力を拡大

韓-ASEAN 特許庁長会合の閉幕からわずか1週間後である12月4日午前9時、韓国の特許庁長は、ANA クラウンプラザホテル神戸で開催された北東アジア（日・中・韓）特許庁長会合に参加した。

特許庁は、2019年 19回目を迎える日中韓特許庁長会合で、歴史的な韓-ASEAN 特別首脳会議との関連会議として、11月25日に開催された、韓-ASEAN 特許庁長会合の勢いを北東アジアにまで続けていくことになった。

日中韓を含む北東アジアの人口は、世界人口の約77億人の21%にあたる約16億人に達しており、GDP基準から見ても約24%のシェアを占める巨大な市場である。知的財産権分野においても日中韓は知財権G5の組織であるIP5(※)の加盟国として、2018年基準で、特許出願量の62%のシェアを占めるなど、グローバル知的財産分野をリードしている。

※IP5(Intellectual Property5)：世界特許出願の中で80%の割合を占めている米国・中国・欧州・韓国・日本特許庁会議体

今回の日中韓特許庁長会合の究極的な目標は、韓-ASEAN 特許庁長会合同様に、「知的財産を活用した韓国企業の海外進出拡大の支援」である。

最近K-POP、K-Beautyなどが世界中で人気を集めるようになってから模倣商品、韓流ブームに乗った外資系流通企業などが登場し、海外での韓国商標権への保護に対する企業側のニーズが高まっている。

今回の日中韓特許庁長会合では、従来の特許中心だった3ヵ国間協力議題を、初めて企業側からのニーズの高い「商標」分野に拡大した。

特許庁長は「これまで韓日中の3ヵ国は相互協力を通じて制度の調和、審査品質の向上など多くの成果を出してきている」とし、「今後、日中韓レベルで商標権保護論議を続けていくことで、韓-ASEAN特許庁長会合の成果であるASEAN内の「韓国商標権保護の強化」が北東アジアに拡大され、アジア全域で韓国企業の投資環境が大きく改善される」と見通した。

2-5 特許庁、特許ビッグデータを活用し、日本に進出している韓国企業の技術自立を率いる

韓国特許庁 (2019.12.12)

東京で日本に進出している韓国企業との懇談会を開催

特許庁は12月5日午前10時、東京で日本に進出している韓国企業を対象に、国レベルの知的財産における政府イノベーション戦略である「知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化」対策（※）を説明し、現地企業の意見および苦情聴取を通じた支援策について協議する懇談会を開催した。

※「素材・部品・設備競争力の強化対策(2019年8月5日)」と「素材・部品・設備の研究開発投資戦略およびイノベーション対策(2019年8月28日)」に続く後続措置として、2019年11月14日に第93回国政懸案点検調整会議（国務総理主宰）の際、関係部処合同で発表

当日の懇談会では「LG電子」、「DI JAPAN」などの日本駐在の韓国企業（※）、日本で活動している韓国の弁理士（※※）、特許庁長をはじめとする特許庁、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)、貿易協会の関係者などが参加した。

※ LG電子(株)、DI JAPAN(株)、(株)Wisdomain、(株)PINPLAY、(株)KJC、(株)NSENSE
※※ AIDA&JUNG、伊藤特許法人

懇談会で特許庁長は「米・欧・中の先進国が保護貿易主義を掲げており、日本が韓国に対する輸出規制を強化している状況の中で、韓国の企業が未来産業と市場をリードするためには、素材・部品・設備分野で技術面から独立しなければならない」と述べた。

特に韓国企業の素材・部品・設備技術が自立するためには、研究開発の段階から特許ビッグデータを活用する必要があると強調し、特許庁は約4億3,000万件の技術情報が集約されている特許ビッグデータを分析した情報（※）を企業に提供し素材・部品・設備関連企業の研究開発の方向提示と技術自立への支援策も共有した。

※特許ビッグデータを分析し、特許の先取り領域および空白領域を確認、源泉・中核特許の先取り、他分野への特許技術適用など最適な研究開発の戦略確立および支援

参加者は共通的に日本企業が特許・営業秘密などの知的財産を基盤にして市場を独占しており、韓国企業が日本企業を相手に競争力を確保するのが難しいと語った。

このような状況の中で特許庁が日本に進出している企業の声聴く場を設けたことに感謝し、特許庁が設けた知的財産基盤の技術自立および産業競争力の強化対策が日本を含めた海外への進出を希望している韓国企業に大きな力になると期待感を示した。

懇談会を主管した特許庁長は、「日本政府の輸出規制は韓国企業にとって、大きな危機であることは確かであるが、技術自立できる大事なチャンスでもある」とし、「韓国企業がいかなる国際通商環境の中でも市場競争力を失わないよう、技術自立を支援する政策を持続的に進めていく」と明らかにした。

2-6 特許庁、知財権分野の FTA 総合説明会開催

韓国特許庁 (2019.12.12)

知財権分野 FTA、何でも聞いてください

特許庁は、12月13日(金曜)14時にソウルの駅三洞にある韓国知識財産センターの大会議室で海外進出企業の関係者、知的財産専門家および一般人を対象にした「2019年知財権分野の自由貿易協定(以下「FTA」)総合説明会」を開催すると発表した。

韓国は政府イノベーションの一環として、海外市場のシェアを安定的に確保し、韓国企業の競争力を強化するため FTA を積極的に推進してきており、その結果、知的財産権分野において、これまで 58 カ国と 18 件の FTA を締結した。また、南米南部共同市場(MERCOSUR)など新興国との交渉にも持続的に取り組んでいる。

これを受け特許庁は、海外に進出している企業や、進出を希望する韓国企業が知的財産権分野の FTA の内容を理解し、積極的に活用するよう促す一方、FTA に関連するさまざまな意見を受け入れるため、今回の説明会を設けることにした。

説明会では米国、中国のような主要国との FTA だけではなく、今年に交渉を完了した英国との FTA 知財権分野の全般的な内容を紹介し、今後ブレグジットに関連する動向に備えた韓国企業の効果的な知的財産権保護方策についても説明する予定である。

さらに、遺伝資源および伝統的知識に対する議論の動向、海外での有名商標の保護、海外での地理的表示の保護など韓国企業の海外知財権の保護に直結する FTA の主要イシューについて各分野別の専門家が主題発表を行う予定である。

その他にも、いわゆる「韓流便乗企業(韓流ブームに便乗して韓国製品であるように表記し、商品を販売する海外企業のこと)」の営業行為を阻止するため、特許庁と韓国内外の関連機関が協力して上げた成果の内容はもちろん、韓国企業が海外で直面する特許紛争、偽造商品の流通などさまざまな類型の知財権侵害に対する支援政策についても触れる予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「FTA 交渉により、消費者を混乱させる韓流便乗企業の営業活動に積極的に対応し、海外に進出している韓国企業の実質的な苦情を解消できる規範作りを推進している」とし、「今回の説明会で韓国企業が海外で、知財権を効果的に保護し活用できるきっかけが設けられることを希望している」と述べた。

「2019 年知財権分野の FTA 総合説明会」は別途の参加費は不要で、個人や企業人など、興味があれば誰でも参加できる。参加を希望する場合、決まった形式はなく名前、所属、担当業務、連絡先を記載して特許庁 (+82-42-481-5126、bonghyun9@korea.kr) に、事前申請ができ、説明会当日に現場登録することもできる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、「海外 IP 保護優秀事例の統合発表会」を開催

韓国特許庁 (2019. 12. 2)

海外進出企業のため、知財権紛争解決戦略を共有する場を設ける

特許庁は 12 月 2 日 (月曜) 午後 2 時にソウルのインペリアルパレスホテルで、海外知財権紛争の対応支援成果と優秀事例共有のための「海外 IP 保護優秀事例の統合発表会」を開催すると発表した。

今回の発表会は輸出企業の知財権紛争に対する懸案を効果的に解決するため取り組んでいる「海外知財権紛争対応支援事業」での優秀事例を企業間で共有する場である。

* 「海外知財権紛争対応支援事業」の概要

韓国内外の知財権専門家が輸出企業 (または、協議体) に海外の競合との特許紛争リスクを調査して関連情報を提供し、紛争が発生すると警告状対応から交渉、訴訟などに必要な対応戦略を提供

発表会では 8 件の優秀事例を紹介する予定であり、代表事例は次のとおりである。

韓国企業 A 社はアクセサリ製造・販売企業であり、中国で色々な経路で模倣品が流通されていることを確認し、IP 紛争コンサルティングを申し込んだ。まず、侵害現状を綿密に調査し、侵害の規模が大きい中国の 3 社と確定、その会社が販売している模倣品と侵害の規模を分析して警告状を発送、中国最大オンラインショッピングモールであるア

リババでの偽造品取引停止を実施した。その結果、侵害した会社とライセンス契約を締結し、売上が大きく伸びる(前年対比 25%増)など、中国市場に安定的に進出するための架け橋となった。

韓国の飲食フランチャイズ店 B 社は韓流ブームを追い風に中国に進出したが、商標が商標ブローカーにより先取りされたことに気付いた。これを受けて、同じ被害を受けた企業(53社)と大規模の共同対応協議体を構成し、企業共同で共通被害証拠、共同嘆願書などを提出した。その結果、相対的に中国で認知度の低い企業が個別で対応するよりも効果的に商標ブローカーの悪意性を立証し勝訴することができた。現在 44 社に対する無効宣告を受けており、9 社は進行中である。

* 商標ブローカー：商標を使用していないのに、他人の商標を無断で先取りし、商標売買などで利益を得る者を言う

発表会に参加した企業関係者は「不意に海外競合との特許紛争に巻き込まれるか、悪意的な商標盗用により苦勞している状況の中、特許庁の海外 IP 保護支援事業のおかげで海外市場に安定的に進出できるようになり、海外市場に進出する際、早速知財権を確保しておくことの重要性を切実に感じた」と、海外知的財産保護の必要性を強調した。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の発表会が輸出企業の知財権紛争への対応ノウハウを共有するにあたって大きな力になることを期待している」とし、「特許庁はこれからも企業との持続的な疎通と政府イノベーションを通じて韓国企業が海外での知財権紛争を迅速かつ効率的に解決できるよう様々な支援政策を推進していく予定である」と述べた。

今回の海外 IP 保護優秀事例統合発表会に関する詳しい内容は、特許庁産業財産保護支援課(+82-42-481-5214) または、韓国知識財産保護院(www.ko-ipa.re.kr、+82-2-2183-5872、5898)に問い合わせすれば良い。

3-2 オンラインで無断流通されるソフトウェア、特許で遮断する

韓国特許庁 (2019.12.12)

オンライン転送ソフトウェア保護関連改正法施行予定 (2020年3月11日)

他人の特許発明を盗用したソフトウェア（SW）をオンラインで販売する場合に特許侵害にあたるのか。侵害可否に対する答えは、改正特許法が施行される3月11日を前後にして変わる。今は、「いいえ」が正解。

SWは、特許法上の保護対象である物に含まれないため、方法の発明（※）を具現するSWは、USBなどの記録媒体に盛り込まれ、オフラインで流通される場合に限って保護された。

※（例）自動車速度に連動してオーディオの音量を自動で調節する方法

SWの流通環境がオンライン中心で変わりつつあることを受け、特許庁は、2005年から特許発明が含まれたSWが、オンラインで無断流通されないよう、法改正を推進してきた。

SWを特許対象に含む最初の改正案は、侵害対象が過度に拡大されることで関連産業が委縮される可能性を懸念する民間団体の反対と所管部処の判断により、継続的な協議にもかかわらず、数回にわたる法改正が実現しなかった。

特許庁は、特許権者の利益と関連産業の保護という2つの利益を両方とも保つために、オンラインで無断流通されるSWを遮断する最終案を導出することで改正法が通過するきっかけを設けた。

一方、特許発明が含まれたSWがオンラインで転送（※）できるとしても、すぐに特許侵害にあたるものではない。改正法は、侵害することを認識しつつもSWを不法で流通する販売者の特許侵害を防ごうとするものであり、個人的な使用または家庭における善良な使用は侵害行為にあたらないと定めた。

※単純なSW転送、クラウドコンピューティングを利用したSWのアップロード・ダウンロードなど

特許庁長は、「今回の改正法により、オンラインで流通されるSWを保護し、公正なSW産業競争に寄与できる」としつつ、「AI、ビッグデータ分析などの第四次産業革命時代における中核技術と言えるSWを合理的に保護することで、関連スタートアップや中小企業の技術保護に役に立つことを期待する」と明らかにした。

特許庁、幼児用の知育玩具の知財権虚偽表示 1,137 件摘発

特許庁は、「幼児用の知育玩具」の約 3 万件を対象に、特許など知的財産権の虚偽表示について集中調査した結果、38 のショッピングモールから 13 品目 1,137 件 (URL 基準) の知財権虚偽表示を摘発したと発表した。

特許庁と韓国知識財産保護院 (※) では、国民の健康・安全関連製品に対して持続的に知的財産権虚偽表示の企画調査を行っており、2019 年上期に PM2.5 対応マスクを対象に知的財産権虚偽表示の企画調査を行った。

※韓国知識財産保護院の知財権虚偽表示申告センター +82-1670-1279

知的財産権の虚偽表示で摘発された主要違反内容として、消滅した知財権の番号を表示したケース (674 件)、商標やデザインを特許として表示するなど、権利の名称を誤記したケース (422 件)、登録が却下された出願番号を表示したケース (41 件) などがあった。

特許庁は摘発された 1,137 件に対し、知的財産権を正しく表示するように案内し、掲示物の削除、販売中止など是正措置を行っている。そして、知的財産権の虚偽表示が再発しないよう、摘発された業者を対象に知財権表示に関するリーフレットを配布し、関連教育を実施する計画である。

今回の取り締まりが終わった後も特許庁は、主要オンライン事業者と協力して販売者に対する知財権表示の関連教育を拡大する一方、政府イノベーションの一環として、国民の健康・安全に関連する商品に対する知的財産権の虚偽表示モニタリングを強化していく予定である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「知的財産権の虚偽表示は懲役 3 年以下・罰金 3,000 万ウォン以下の処罰を受ける違法行為であり、生産者・販売者は知的財産権の正しい権利の名称・番号・機関などを確認し、正確に表示すべき」と述べた。

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 新南方政策国家との貿易量増加により、商標出願も増加傾向

韓国特許庁 (2019.12.4)

韓国への出願はシンガポール、新南方国家への出願はベトナムが最多

2007年、韓-ASEAN(※)のFTA締結以降、対ASEANの貿易が急速に増加している中、最近その国家とインドを含めた新南方政策国家(※※)の韓国への商標の出願総量とともに、韓国の新南方国家への商標出願件数も著しく増加したことが明らかになった。

※ASEAN (Association of South-East Asian Nations - 東南アジア諸国連合) : シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの計10ヵ国

※※新南方政策国家 : ASEAN + インド

特許庁によると、新南方政策国家に対する貿易収支が2008年からの約10年間で、約4.7倍に増加する間、新南方国家の韓国への商標出願は計5,631件で2008年の379件から2018年には786件と、約2倍以上増加したと調査しており、韓国の新南方国家に対する海外商標出願は、計46,970件で2008年1,666件から2018年9,009件まで約5.4倍増加し、新南方国家が韓国に出願した件数より8倍以上高いと判明された。

新南方国家別の韓国への商標の出願件数は、シンガポールが計2,502件を出願し全体の約半分を占め、その次にタイが963件(17%)、マレーシア818件(15%)、インド508件(9%)、インドネシア490件(8%)、ベトナム173件(3%)で、韓国の新南方国家への商標出願は、ベトナムが計12,550件(26.7%)、タイ7,675件(16.3%)、マレーシア6,634件(14.1%)、シンガポール6,484件(13.8%)で、ベトナムにもっとも多く出願していることが明らかになった。

新南方国家が韓国に出願している現況を商品別で分析すると、コーヒー、茶類、果物などの農産物分野が1,004件、全体の17.8%で最も多く、その次に化粧品類(6.4%)、生活・家電製品類(6.3%)、衣類・靴類(4.6%)で、生活用品や身の回りの品より、食品類が多く出願され、サービス業では、卸・小売業(7.7%)と飲食・宿泊サービス業(5.9%)分野が多く出願されるということが分かった。

また、新南方国家が韓国に出願した内容の国家別特徴をみると、各国が多数出願している食品類を除くと、シンガポールが生活家電製品、タイとベトナム、マレーシアは化粧品、インドネシアは紙類製品が特に多く、インドは薬剤類の出願が最も多いという調査結果が出た。

新南方国家の人口は ASEAN の 10 の加盟国が 6.4 億、インドが 13.7 億で、この地域を合わせて 20 億を超える巨大市場として、経済成長と韓流文化コンテンツなどの影響により貿易が急速に増加している傾向であり、このなかで、シンガポール以外はほとんど経済成長の発展段階の国であるため、韓国への商標出願は多くないが徐々に増加しており、その地域との交流は、最近行われた「韓-越文化交流」のように文化や様々な分野でさらに活発になっていくと期待している。

特許庁の商標デザイン審査局長は「新南方国家への進出を希望する企業は、中国と同様に韓国商品の模倣品による被害が発生する可能性があるため、貿易に先立って現地の商標権確保とともに、知財権侵害予防と対応にも関心を持つべきである」と助言した。

一方、11月25日の韓・ASEAN 特別首脳会議をきっかけにソウルで開催された「韓・ASEAN 特許庁長会議」では、健全な知的財産のエコシステムを作るための優秀特許創出、知的財産の価値を尊重するための保護、知的財産の事業化促進に向けた活用分野協力に合意する共同宣言文を採択した。このような合意に基づき、韓国企業は ASEAN でより簡単に早く特許権を取得できるようになり、進出企業の知財権保護もさらに強化される見通しである。

4-2 デザイン制度先進五庁(ID5)、未来の発展方向に対する議論始める

韓国特許庁 (2019. 12. 12)

グローバルデザイン規範作りに向けた協力に合意

世界 5 大特許庁のデザイン分野の協議体である ID5 (※) は、グローバルデザイン制度の調和のため協力方向を設定する、新たな協力ビジョンを採択する。

※ID5 (Industrial Design 5 Forum): 世界のデザイン出願の 70%以上を占める韓国、米国、中国、日本および欧州の 5 ヶ国 (地域) の知的財産庁間のデザイン分野の協議体で、2015 年に発足

12月12日に日本で開催される ID5 年次会議で韓国特許庁をはじめとする ID5 は、変化する環境に対応するための効率的でカスタマーフレンドリーなグローバルデザイン制度確立にむけた協力に合意する共同宣言文を発表する予定である。

新たに設けられるビジョンを実現するため、各国のデザイン出願手続きを統一し、海外出願の利便性を図ることができるデザイン実務勸奨案の作成、インターネットでの引用

参証（先行技術の提示）に関する審査慣行と手続きに関する研究、各庁の品質業務の共有、3D プリンティングとデザイン保護など現行推進プロジェクトの協力をさらに強化していく。

それとともに、13日にはユーザーセッションを開催し、ID5がこれまで行った協力の結果をユーザーに公開し、未来の発展方向に対するユーザー意見を受け入れる予定である。今回のセッションでは、韓国で韓国知識財産協会がユーザーの団体として参加し、グローバルデザイン制度の発展方向に関する韓国ユーザーの意見を提案する。

一方、特許庁はID5のウェブサイト(id-five.org)の構築と運営において、ユーザーとの疎通に中核的な役割を果たしてきた。ID5のウェブサイトは5カ国のデザイン分野での情報共有の場として、各国デザイン・優先権制度の比較など、17の共同協力事業に関する説明と推進経過を紹介してきた。

首席代表として、当会議に参加する韓国の商標デザイン審査局長は「ID5体制が発足して以来、ここ5年間は協議体の相互理解を深めていくことに集中してきたが、これからの協力は共通のデザイン規範づくりのため、より積極的な相互協力が必要になっていくと思う」と評価し、「当庁はID5ウェブサイトの運営により各国との疎通だけではなく、ユーザーのフィードバックを強化することで、各国とユーザー間の疎通において中核的な役割を果たしていく」と述べた。

4-3 流行に敏感なファッション製品、デザイン登録もスピーディーに！

韓国特許庁（2019.12.12）

衣類、織物地のデザイン登録が10日で可能

特許庁はファッション、織物地など早いペースでデザインの開発と消費が起こる業界の現状に合わせて、その製品に早期に権利を与えるため、12月からデザイン一部審査登録出願（※）に対する審査処理期間を画期的に短縮すると発表した。

※デザインのサイクルが短くて模倣されやすいもの（衣類、布地類など）に対するデザイン出願であり、方式審査と登録要件の一部だけ審査し、早期に権利を与えている。

デザイン権を速やかに登録することは、世界的な傾向である。市場志向の制度運営に対する企業のニーズに応え、欧州と中国は実体審査を省略する無審査制度を運営しており、

米国と日本は6～12ヵ月以上かかる処理期間を補うため、優先審査申請で2～4ヵ月内に登録ができるようにしている。

※日本は2005年、米国は2006年、韓国は2009年からデザイン登録出願に対する優先審査制度を運営

今回推進するデザイン一部審査登録出願に対する速やかな処理は、デザインの開発と消費のスピードが速くなっているファッション分野において、出願人ができるだけ早く権利を確保するためのものである。現在のデザイン一部審査登録出願は出願書に特別な問題がなければ出願から登録まで約60日がかかるが、これからは審査官増員および制度改善を行い、10日以内に登録できるようになる。

特許庁はより速やかな手続きにするため、争点のあるデザイン一部審査登録出願については、多数の審査官が協力し審査する共同審査を実施し、より専門的に審査するためファッション・テキスタイル分野の審査官も採用する予定である。それに加え、周知・著名のデザイン関連データベースを構築し、無法な模倣出願を審査過程で持続的に点検していく予定である。

現在、特許庁のデザイン権として登録できていないデザインは、他人が無断でそのデザインを盗用しても権利を持っていないため、デザイン保護法により保護できず、他の法律で保護しようとしても時間と費用がかかるため、大体の企業は対応をあきらめるケースが多かった。しかし、今回の特許庁の措置で、ファッション業界では、自分のデザインを実施する前に、早期にデザイン権を確保することができるため、デザイン出願を重要に考えなかったデザイナーもデザイン権の確保により関心を持てるきっかけになると期待している。

特許庁の商標デザイン審査局長は「今後デザイン一部審査登録出願の速やかな処理に対する成果を点検し、関連業界の意見を受け入れ、デザイン一部審査登録出願に適用できる品目の拡大可否についても検討する予定」とし、「いいデザインを用いてK-ファッション（韓流ファッション）をリードする韓国企業が国内外でさらに成長できるよう、最大限力を注いでいく」と明らかにした。

その他一般

5-1 国際特許出願の審査件数が20年間で30倍増加

韓国特許庁（2019.12.2）

特許庁、国際調査業務の開始後、20年間の業務拡大動向を分析

韓国特許庁が特許協力条約(PCT)（注1）による国際特許出願の国際調査業務（注2）を始めてから20年経った。

特許庁によると、韓国は1999年12月1日から国際調査を開始し、年間国際調査件数が2000年約800件から2019年10月末基準で約2万3,000件へと20年間で約30倍増加し、世界で4番目に多い審査規模である。

このように審査件数が増えたのは、優秀な審査人材が適時に高品質の国際調査結果を提供するだけでなく、2009年1月から国際特許出願を韓国語でも出願できるようになったため、韓国国内の中小企業の発明者がより簡単で安く国際特許出願を行えるようになったのも、1つの理由であると分析している。

1984年10件、1985年23件だった韓国の国際特許出願は韓国語の出願ができるようになってから、急激に増加し2018年には年間1万6,991件が出願され、2つの言語で出願された件が1万5,086件（88.8%）に達する。

一方、韓国に国際調査を依頼している国家は2002年2カ国（フィリピン、ベトナム）から2019年現在、19カ国（米国、オーストラリアなど）に増えている。

特に、2019年にASEAN加盟国であるブルネイ、カンボジアが追加されるなど、新南方政策（韓国が東南アジアの国々と戦略的協力を強化するため進めている政策）との連携を強めている。

企業側も韓国のサムスン電子、LG電子はもちろん、インテル、GE、Microsoft、アップルなど世界有数の企業からも国際調査の依頼を受けている。

このように海外特許庁とグローバル企業から認められている韓国の国際調査業務は、最近アラブ首長国連邦とサウジアラビアに審査業務を輸出し、韓国の審査官が両国家の特許を直接審査する事業のモデルとなった。

調査料収入の側面から見ても海外で2014～2018年の5年間、年平均170億ウォン、2019年は10月まで103億ウォンの外貨収入を得ているなど、名実ともに世界最高レベルの国際調査機関として認められている。

特許庁の国際特許出願審査 2 チーム長は「ここ 20 年間 PCT 審査に対する当庁の努力に基づき、韓国出願人の国際出願および海外からの国際調査依頼が著しく増えている中、それに満足せず持続的なシステムのイノベーションに力を注いでいく」と述べた。

(注 1) 特許協力条約 (PCT) による特許出願は、一つの出願書を提出することで海外の加盟国 (2019 年 7 月現在 152 ヶ国) に同時に特許出願した効力がある。特許協力条約は特許に関する海外出願の手続きを簡素化かつ統一化するための国際条約として、出願人は特許庁が提供した国際特許出願の審査結果を見て最初出願日から 30 ヶ月の間に海外への出願可否を決めることができる。

(注 2) PCT 国際調査業務は国際出願を対象にし、国際基準に従って世界の先行技術を調査し特許可能可否を案内する業務である。

5-2 特許審判院、「カカオお知らせトーク」サービスを運営

韓国特許庁 (2019. 12. 2)

審判について知りたい方、カカオお知らせトークで解決！

特許審判院は、12 月から「カカオお知らせトーク」を活用した、審判案内サービスを運営すると発表した。

カカオお知らせトークを用いて提供するサービス内容は、審判手続きの案内、審判書類の処理状況、審判制度の紹介などがある。

これまで、特許審判院の顧客は電話相談で案内を聞いている途中、電話が切れたり、案内内容が長くなる場合、内容を正確に伝えられないという不便があった。

カカオお知らせトークサービスを取り入れれば、最大 1,000 文字までの詳細な情報を提供ことができ、顧客が審判についてお問い合わせをする際、求める情報を正確に提供できると期待している。

また、カカオお知らせトークサービスにより、特許審判院や公益弁理士の特許相談センターのウェブサイトへの移動、特許顧客相談センターに電話をかける機能を提供することで、必要とする審判関連情報をより簡単に得ることができるため、顧客満足度の向上が予測できる。

カカオトークアプリケーションを利用しない顧客や、カカオトークプッシュ通知エラーが発生した場合にはショートメッセージを発送し、サービスの適時性を最大化する予定である。

特許審判院長は、「これからカカオお知らせトークサービスの環境を拡大・構築し、審判関連サービスを利用する顧客と積極的に疎通することで、顧客視点からカスタマーサービスを提供するため、持続的に力を注いでいく」と述べた。

5-3 高校生のアイデアで、産業現場の懸案事項を解決する

韓国特許庁 (2019. 12. 4)

第9期 IP マイスタープログラム修了および授賞式開催
50 の学生チーム、知財権利化過程を通じた特許出願
アイデアを企業に提供し、所定の奨学金を受領

特許庁と教育部、中小ベンチャー企業部が共同主催し、韓国発明振興会が主管する「IP マイスタープログラム第9期修了および授賞式」が12月4日(水曜)大田 KW コンベンションセンターで開催された。

今年で第9回目を迎えた IP マイスタープログラムは、職業系高校(特性化高校、マイスター高校)学生が、問題解決力と知財創出能力を備えた創意技術人材として成長できるように支援する部処協力事業である。

※(推進手続き) アイデア公募 → 先発チーム対象教育(コンサルティング支援) → 知財権利化および技術移転相談 → 最終アイデア発表 → 修了および授賞

職業系高校の学生の高い関心のもと、今年は、合計 1,238 チームのアイデアを受け、最終的に 50 チーム(学生 2~3 名で構成)を選定し、オンライン教育、知財教養キャンプ(2回)、専門家コンサルティング(2回)など、5ヵ月間の知財権利化過程を通じて、各自のアイデアを、全て特許出願を行った。

<年度別「IP マイスタープログラム」知財出願および登録現状>

区分	2011年 (1期)	2012年 (2期)	2013年 (3期)	2014年 (4期)	2015年 (5期)	2016年 (6期)	2017年 (7期)	2018年 (8期)	2019年 (9期)

出願	20 件	30 件	35 件	45 件	45 件	45 件	50 件	50 件	50 件
登録 (査定 含む)	15 件	24 件	25 件	25 件	28 件	37 件	33 件	41 件	—

※1～8 期における特許出願登録率：71.3% (国内平均特許出願登録率：56.6%)

このうち、産業現場で問題を解決するアイデアは、所定の奨学金を受け、関連企業に技術移転を行う予定で、特に亀尾電子工業高校チームの「さまざまなミュージックブロックアイデア」は、来年上半期に、協力企業から製品化（※）する計画である。

※市場販売開始の予定製品(ミュージックブロック)で、ハングルブロックなどの機能を補完し、活用度を引上げ

イベント当日には、プログラム修了および授賞式(※)にあわせて、技術移転企業の奨学証書伝達式、優秀職務発明アイデア共有会が行われた。

※副総理兼教育部長官賞(2 チーム)、中小ベンチャー企業部長官賞(3 チーム)、特許庁長賞(3 チーム)など

副総理兼教育部長官賞の授賞チーム(亀尾電子工業高校、全北機械工業高校)は、アイデア発掘および特許出願過程などの事例発表を通じて、プログラム履修過程での経験談を伝えた。

特許庁の産業財産政策局長は、「本プログラムは、アイデアを特許として創出する過程を通じて、産業現場で主導的に職務発明を行うことができる人材を育成するために推進する事業である」としつつ、「今後も、職業系高校の学生が新技術に柔軟に対応できる創意融合型技術人材として成長できるよう、支援を惜しまないつもり」と明らかにした。

5-4 PM2.5 削減対策として浮上している「LNG 発電」

韓国特許庁 (2019. 12. 4)

ここ 5 年間 (2014～2018) 特許庁に受け付けられた発電用ガスタービン関連特許出願が増加

抗酸化物質のような大気汚染物質やPM2.5をほとんど排出しないため、より環境に優しい発電方法として評価されているLNG(液化天然ガス)発電の中核部品である、ガスタービンに対する韓国企業の特許出願が活発に行われている。

特許庁によると、発電用ガスタービン関連特許はここ10年間(2009～2019年)計1,049件が出願され、2009～2013年の年平均約60件から2014～2018年の年平均約150件に著しく増加した。

政府は2017年から2030年まで約10年間で、石炭と原子力発電の割合が約10%に減少するが、新・再生可能エネルギー発電は約10%以上に大きく増加し、LNG発電も約2%に徐々に増加すると展望している。(出所：第8次電力需給計画、産業通商資源部、2017年12月)

※ 第8次電力需給計画(産業通商資源部、2017年12月)の2017～2030年の発電量割合の展望によると、石炭と原子力発電は45.4%と30.3%から、それぞれ36.1%と23.9%に減少し、LNGと新・再生可能エネルギー発電は16.9%と6.2%から、それぞれ18.8%と20.0%に増加すると見通している。

新・再生可能エネルギー発電が短期間で全ての電力需要を満たすのは、現実的にいろいろなハードルがあることを考えると、石炭や原子力発電に比べ環境と安全性の側面で大きなメリットを持っているLNG発電の中核部品である発電用ガスタービンに対する研究開発と特許出願は非常に活気のある現象である。

ここ10年間、(株)三菱と韓国の(株)斗山重工業は、それぞれ292件と237件を出願し、全体の50%以上を占めている。特に(株)斗山重工業は(株)三菱とのライセンス契約が満了になった2017年前後の3年間に171件を出願し、同期間に113件を出願した三菱を追い越し、技術と特許競争力を確保した。

その他にも韓国電力関連の発電会社が69件、機械研究院など国策研究所が66件を出願し、世界ガスタービン市場シェアの1,2位を占めている、ゼネラル・エレクトリック(GE、米国)とシーメンス(Siemens、ドイツ)がそれぞれ62件、36件を出願した。

※ ガスタービンの世界市場シェア(2015年基準)：GE 40.0%、シーメンス 31.8%、三菱 17.8%、その他 10.4%(出所：Frost & Sullivan Research and Markets)

技術別では、ガスタービン運転効率向上の中核技術であるガスタービン制御（351件）と燃焼装置（228件）、冷却装置（155件）関連の特許出願が最も多いことが明らかになり、その他漏れ防止をはじめとする安全関連技術、メンテナンス技術などさまざまな分野における出願が活発である。

特許庁の動力技術審査課長は「2030年まで、LNG発電の割合を18.8%まで向上させる政府の計画からみると、発電用ガスタービン市場は持続的に成長すると見通している」とし、「日本のホワイトリストの排除品目でもあるガスタービン分野での韓国企業の知財権確保に対する努力は中核部品の国産化への心強い支えになる」と強調した。

5-5 特許庁、ドミニカ共和国に心温かい寄付事業を実施

韓国特許庁（2019.12.12）

適正技術コンテスト、知的財産寄付事業など知的財産 ODA 事業推進

特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO; World Intellectual Property Organization)とともに、現地時間の12月4日(水曜)19時、ドミニカ共和国の首都サントドミンゴで「2019年適正技術コンテスト」の授賞式を開催すると発表した。

※ 適正技術とは、地域の環境や文化、社会・経済的特性を踏まえ考案された技術のことで、先端技術に比べ、低コストで実現かつ維持することができるため、最貧国や途上国の立ち遅れた地域に適合した技術を意味する

授賞式には駐ドミニカ共和国大使、韓国発明振興会常勤副会長、ドミニカ共和国特許庁長をはじめとする上下院議員など高官人事が多く参加した。

適正技術コンテストは途上国の学生や発明者が特許情報を活用し、現地の生活問題の解決するためクリエイティブな方法を提案するコンテストで、ドミニカ共和国では今年まで4年連続開催され、日常生活の改善に大きく役に立ったという評価を受けている。

2019年には「持続可能な観光」というテーマで計55件が出品され、「海辺のゴミを収集する電気車」が大賞を受賞し、現地のマスコミも今回のコンテストに熱い関心を寄せていた。

現地の関係者によると「2017年の受賞作「海辺の景観を害する海草除去技術」に関するアイデアは、ドミニカ政府の予算支援により実際に技術として実現され、カリブ海が主要観光地であるドミニカ共和国の観光産業の振興に大きく貢献している」と伝えた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「知的財産は技術イノベーションを引き出すだけでなく、相対的に立ち遅れた地域が切実に必要とする適正技術を提供することにも役に立つ」とし、「これからも特許庁の適正技術事業が途上国の生活の質を向上させ、持続可能な発展の実現に向けてドミニカ共和国の成功事例が代表モデルになれるよう積極的に努力していく」と強調した。

一方、特許庁は韓国発明振興会とともに、特許情報を活用し2010年から途上国に適正技術を開発・普及してきた。2019年には2017年の適正技術コンテストで発掘したドミニカ共和国の現地の技術ニーズに応え、穀物粉碎に関する適正技術の普及とブランド開発とともに支援し、支援を受ける国の実質的な所得増大に貢献している。

5-6 ホログラム・ディスプレイ、K-POP ブームに拍車をかける

韓国特許庁 (2019.12.12)

フローティング・ホログラム (Floating hologram) の特許出願増加、
中小企業・個人が中心

5Gの商用化により大容量の動画転送が可能になり、リアルな映像を提供するホログラム技術が新たに注目されている。2019年5月にKTはソウル市麻浦区にある「K-Live」ホログラムステージで、世界初の5Gネットワークとフローティング・ホログラム(注1)を活用し、韓国と米国をリアルタイムでつなげる舞台を披露した。「K-Live」のようなホログラムステージでフローティング・ホログラムを利用して韓流コンサートとミュージカルを上演し、K-POPのブームをより盛り上げている。

フローティング・ホログラム技術が注目を浴びており、それに関連する特許出願も増えている。特許庁によると、ここ10年間(2009~2018)のフローティング・ホログラム関連出願は75件で、2012年まで3件に過ぎなかったが、2013年以降、本格的に出願が行われてから毎年平均で、24%ずつ出願量が増加していることが明らかになった。

出願人別の割合は、中小企業30.7%、個人24.0%、大手企業24.0%、大学研究所18.7%、その他2.6%で、特に中小企業や個人の出願が目立っている。

中小企業や個人の出願が目立つ理由として、フローティング・ホログラム分野はすでに商用化されている分野であり、そのハードルが低く公演・展示・ゲーム・広告など、さまざまな分野での活用を模索する段階に入っているため、中小企業や個人のクリエイティブなアイデアに基づいた出願が活発に行われたためであると分析している。

一例を挙げれば、スマートフォンを映像ソースとして活用し、小規模の舞台を演出するホログラム表示装置、ユーザーを撮影してユーザーのバーチャルアバターをフローティング・ホログラムで表示するゲーム装置、スマートフォン・スタンドでも使える携帯用ホログラム表示装置、博物館展示用ホログラム表示装置など、さまざまな分野での活用アイデアに基づいた発明が出願されている。それにより、フローティング・ホログラムを活用したさまざまな市場が創出されることを期待している。

大手企業の出願は通信会社3社（KT、SK Telecom、LGU+）の出願が72.2%を占め、5Gの商用化により超高速通信網とフローティング・ホログラムを結合した、さまざまな応用方法を活発に研究していることが明らかになっている。

特許庁のディスプレイ審査課長は「フローティング・ホログラム技術はその活用領域を拡大している段階として、クリエイティブなアイデアに基づき多様な事業アイテムが発掘できる分野である」とし、「まだ、初期段階であるホログラム・ディスプレイ市場において、韓国企業が優位を取るためには、収益性の高い高品質の特許を確保することが重要である」と強調した。

注1：ホログラムの技術には光の干渉性を利用し、オブジェクトを立体的に撮影し再生する「ホログラフィー方式」と、反射板を利用し2次元の映像が空中に浮遊しているような効果及ぼす「フローティング・ホログラム方式」がある。フローティング・ホログラムは完璧な3Dイメージではないため、全方位から映像を観察することはできないが、ホログラフィー方式に比べ、簡単で実現しやすいため汎用性が高いという長所がある。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。
https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。
本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム